不動産お引渡し時のガイドライン

不動産のお引渡しについて、事前に下記事項にお目通しをお願い致します。

◆「付帯設備表」「物件状況報告書」等、事前に引渡し状態を確認した書類がある場合はチェック項目に準じたお引渡し状態として下さい。

◆原則、撤去して頂くもの

①　固定されていないもの

②　ご自身で設置し、残置の同意を得られていないもの（エアコンなど）

１．残置されやすい場所

・バルコニー

・物置き

・クローゼット

・押入れ

２．残置されやすいもの

・物干し竿

・傘や棒状のもの

・脚立

・ホース

・サンダル

・ブロック

・照明器具（ご自身で設置したもの）

３．間違えて持ち出されてしまうもの

・初めから設置されていたエアコンのリモコン

・屋外水道の取手

・居室・物置・メールボックスの鍵